

米国関税措置に対応した新たな融資制度を 6月13日から開始します

世界経済に深刻な影響を及ぼす米国による関税措置に対応するため、県内中小企業者等の資金繰り支援資金の創設や、経営の多角化を図り既存事業とは異なる新市場・高付加価値事業への挑戦を行うための取組に対する支援資金の拡充を行います。

● 新たな融資制度の創設

名 称	経営健全化支援資金（関税対策）
貸付対象者	以下のいずれかに該当する者 ア 米国関税措置の影響を受け、最近3か月の売上高が前3か年のうちいずれか同期に比べ5%以上減少している者 イ 米国関税措置の影響を受け、最近2か月の売上高が前年同期に比べ5%以上減少しており、かつその後1か月間を含む3か月間の売上高が前年同期と比べて5%以上減少すると見込まれる者
貸付限度額	設備資金 6,000 万円、運転資金 8,000 万円
貸付利率	年 1.2%
貸付期間	設備資金 10 年（据置 2 年）、運転資金 7 年（据置 2 年）
信用保証料	県・市町村補助により 0.44%以内 ※事業者選択型経営者保証非提供制度 利用時 県・市町村補助により 1.325%以内
そ の 他	・ 事業者は経営向上計画書を作成 ・ 借換での利用は不可

● 既存資金の拡充 信州創生推進資金（事業展開向け）に新たな貸付対象者を追加（貸付対象者以外に変更はありません。）

追加される貸付対象者	中小企業新事業進出補助金※の交付決定を受けて、設備導入等を行おうとする者
------------	--------------------------------------

※ 国の中小企業新事業進出補助金の詳細については、以下の HP をご覧ください。
（第1回公募において、米国の追加関税措置により大きな影響を受けた事業者については 審査時に考慮されます。）

<https://shinjigyoushinshutsu.smrj.go.jp/>

● 取扱開始日 令和7年6月13日申込分から



長野県中小企業融資制度のご案内

創
設

経営健全化支援資金 (関税対策)

ご融資 条件	貸付限度額	設備資金6,000万円 運転資金8,000万円
	金 利	年1.2%
	貸付期間	設備資金 10年 (据置2年) 運転資金 7年 (据置2年)
	貸付対象者	ア 米国関税措置の影響を受け、最近3か月の売上高が前3か年のうちいずれか同期に比べ5%以上減少している者 イ 米国関税措置の影響を受け、最近2か月の売上高が前年同期に比べ5%以上減少しており、かつその後1か月間を含む3か月間の売上高が前年同期と比べて5%以上減少すると見込まれる者
	信用保証料	0.44%以内 (事業者選択型制度を利用の場合は、1.325%以内)
その他	- 令和7年6月13日申し込み分から取扱開始 - 事業者は経営向上計画書（関税による影響）を作成 - 借換での利用は不可	

よくあるお問合せ



貸付対象者イの「最近2か月の売上高」とは？
また、「その後1か月を含む3か月間」とは？

直近3か月の中で最新の書類（試算表等）が作成されている月及びその前1か月を含む2か月分の売上高の合計のことです。

例）令和7年7月時点で、4月の試算表が最新の場合
令和7年3月～4月の売上高の合計と
令和6年3月～4月の売上高の合計を比較します。

加えて

令和7年3～4月の売上実績と5月の売上高見込の合計と
令和6年3～5月の売上実績の合計を比較します。

上記二つが5%以上減少しているか確認してください。



利用できる業種に制限はありますか？
また、米国関税措置の影響を受けていることは、
どのように説明すればいいですか？

中小企業融資制度資金を利用出来る業種で、貸付対象者に該当すれば、利用業種に制限はありません。

また、本資金を利用する際に添付する「経営向上計画書」に、
米国関税措置の影響を受けての「現状の問題点・課題及び
その背景」を記入してください。

令和7年度

長野県中小企業融資制度のご案内

経営健全化支援資金
(物価高対策)

ご融資条件	貸付限度額	【設備資金】	6,000万円
		【運転資金】	8,000万円
	金利	年1.2%	
	貸付期間	【設備資金】10年以内（据置2年） 【運転資金】7年以内（据置2年） ※借換不可	
	貸付対象者	急激な物価高の影響を受け、最近3か月の売上高または収益性(※)が、前3か年のうちいずれか同期に比べ5%以上減少 ※収益性 = 売上高営業利益率 (営業利益÷売上高)	
	信用保証料	0.44%以内 (事業者選択型制度を利用の場合は、1.325%以内)	
	必要書類	・経営向上計画書 ・売上の減少を確認できる資料 (この他、共通提出書類等が必要となります)	

留意事項

- 1.本制度は、事業実績**1年未満**の事業者様はご利用が出来ません。
- 2.貸付対象者の「最近3か月」は、直近3か月の中で最新の書類（試算表等）が作成されている月及び、その前の2か月分を指します。
- 3.借換を含む利用は出来ません。

長野県中小企業融資制度のご案内

拡
充

信州創生推進資金 (事業展開向け)

ご融資 条件	貸付限度額	設備資金1億5,000万円 運転資金3,000万円
	金 利	年1.2%
	貸付期間	設備資金 10年(うち土地建物等15年) 運転資金 7年 ※運転・設備ともに据置1年
	貸付対象者	●既存の対象者 ア 新しい技術・製品・サービス等の研究開発・事業展開を行おうとする者 イ 事業転換又は新分野進出により、経営の多角化を図ろうとする者 ●今回拡充部分 ウ 中小企業新事業進出補助金の交付決定を受けて、設備導入等を行おうとする者
	信用保証料	0.44%以内 (事業者選択型制度を利用の場合は、1.325%以内)
その他	・ 令和7年6月13日申し込み分から取扱開始 ・ 国の中小企業新事業進出補助金の詳細はHPをご覧ください。 https://shinjigyoushinshutsu.smrj.go.jp/	



新規事業への進出により、
企業の成長・拡大を図る中小企業の皆様へ

中小企業新事業進出補助金

新規事業への挑戦を目指す中小企業の設備投資を促進!!



既存の事業とは異なる、新市場・高付加価値事業への進出にかかる設備投資等を支援

【活用イメージ】

- ・ 機械加工業でのノウハウを活かして、新たに半導体製造装置部品の製造に挑戦
- ・ 医療機器製造の技術を活かして蒸留所を建設し、ウイスキー製造業に進出

※ 申請にはGビズIDプライムアカウント」の取得が必要です。取得未了の方は、あらかじめGビズIDプライムアカウント取得手続きを行ってください。

新事業進出補助金

検索



経済産業省

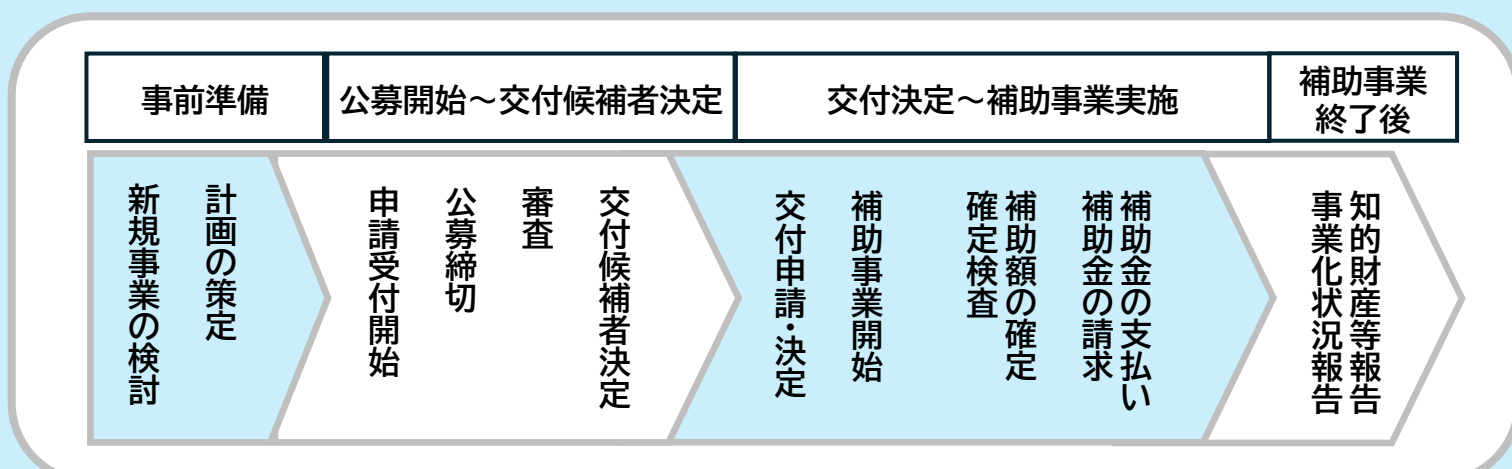


Be a Great Small.
中小機構

【補助事業概要】

項目	内容
補助対象者	企業の成長・拡大に向けた新規事業への挑戦を行う中小企業等
補助上限額	従業員数20人以下 2,500万円(3,000万円) 従業員数21～50人 4,000万円(5,000万円) 従業員数51～100人 5,500万円(7,000万円) 従業員数101人以上 7,000万円(9,000万円) ※補助下限750万円 ※大幅賃上げ特例適用事業者(事業終了時点で①事業場内最低賃金+50円、②給与支給総額+6%を達成)の場合、補助上限額を上乗せ。(上記カッコ内の金額は特例適用後の上限額。)
補助率	1/2
基本要件	中小企業等が、企業の成長・拡大に向けた新規事業(※)への挑戦を行い、 (※事業者にとって新製品(又は新サービス)を新規顧客に提供する新たな挑戦であること) ①付加価値額の年平均成長率が+4.0%以上増加 ②1人あたり給与支給総額の年平均成長率が、事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上、 又は給与支給総額の年平均成長率+2.5%以上増加 ③事業所内最低賃金が事業実施都道府県における地域別最低賃金+30円以上の水準 ④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等 の基本要件を全て満たす3～5年の事業計画に取り組むこと。
補助事業期間	交付決定日から14か月以内(ただし採択発表日から16か月以内)
補助対象経費	機械装置・システム構築費、建物費、運搬費、技術導入費、知的財産権等関連経費、外注費、専門家経費、クラウドサービス利用費、広告宣伝・販売促進費
その他	- 収益納付は求めません。 - 基本要件②、③が未達の場合、未達成率に応じて補助金返還を求めます。ただし、付加価値が増加していないかつ企業全体として営業利益が赤字の場合や天災など、事業者の責めに帰さない理由がある場合は返還を免除します。

【事業スキーム】



問い合わせ先

新事業進出補助金事務局 (コールバック予約システム)
<https://shinjigyou.resv.jp/>



※ 公募内容については、予告なく変更する場合があります。申請の際は必ず公募要領をご確認ください。